

とちぎ教育ビジョン

(2026 - 2030)



とちまるくん ©栃木県

－基本理念－

誰もが自分の可能性を開花させ
ともに未来を描く
とちぎの教育を実現します

令和8（2026）年2月
栃木県

「とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）」（概要）

策定の趣旨

現行計画である「栃木県教育振興基本計画 2025 - とちぎ教育ビジョン -」が令和 7（2025）年度をもって計画期間を終了するとから、本県教育の現状と課題を踏まえ、中長期的展望に立った課題等の解決に向け、必要な施策の基本的な計画を策定するもの。

位置付け

「教育基本法」第 17 条第 2 項の規定に基づく「教育振興基本計画」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の第 1 項の規定に基づく「教育大綱」として位置付け。

計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度まで（5 年間）

基本理念

誰もが自分の可能性を開花させ ともに未来を描く とちぎの教育を実現します

一人一人のこどもを主語にする教育の実現を目指し、教員に求められる役割をこどもたちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走に転換していく

こどもをとりまく状況が多様化、複雑化する中、誰もが幸せや生きがいを感じながら、豊かな可能性を開花できるようにしていく

豊かな発想力や専門性を身に付け、他者と協働しながら社会の変化に積極果敢に挑戦し、未来を描けるようにしていく



とちまるくん © 栃木県

基本目標

誰もが安全に
安心して学べ
る学校をつく
る

ともに幸せや
生きがいを感じ
る社会を創
る力を育む

新たな価値を
創造する力を
育む

ふるさとの未
来を担う力を
育む

未来を見据え
た質の高い教
育環境をつく
る

施策体系

5つの基本目標、10の基本施策、32の主な取組

基本目標		基本施策		主な取組			
Ⅰ	誰もが安全に安心して学べる学校をつくる	1	学校安全の徹底・充実	学校における安全管理体制の強化	教職員の資質・能力の向上	安全教育の充実	
		2	児童・生徒指導の充実	発達支持的生徒指導の充実	教育相談・支援体制の充実	児童・生徒指導上の諸課題への対応	
Ⅱ	ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む	3	多様なニーズに対応した教育の充実	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実	不登校に関する総合的な取組の推進	日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実	学齢期に十分な教育を受けられなかった方への多様な学びの機会の確保
		4	人権尊重の精神を育む教育の充実	自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進	指導者の人権意識の高揚と指導力の向上	人権に関する学習や啓発の充実	
Ⅲ	新たな価値を創造する力を育む	5	これからの時代に求められる資質・能力の育成	学びや生活の基盤を育む幼児教育の充実	確かな学びを育む教育の充実	豊かな心を育む教育の充実	健やかな体を育む教育の充実
		6	持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成	キャリア教育・職業教育の充実	質の高い探究的な学びの充実	より高度な世界・広い世界につながる機会の充実	
Ⅳ	ふるさとの未来を担う力を育む	7	学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実	ふれあい学習の推進と家庭教育への支援	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	学校部活動の地域展開に向けた取組の推進	
		8	ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成	ふるさとを学ぶ機会の充実	生涯にわたり学び続ける機会の充実		
Ⅴ	未来を見据えた質の高い教育環境をつくる	9	教育 DX の推進	デジタル人材の育成に向けた教育の充実	デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実	校務 DX の推進	
		10	学校の魅力化・特色化の推進	魅力ある県立高校づくり	教職員の資質・能力向上と学校の指導・運営体制充実の一体的推進	公立学校の施設整備	私学教育の振興

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 対象期間	1
4 進行管理	1
総 論	2
1 基本理念	2
2 基本目標	4
3 施策体系	6
各 論	7
基本目標Ⅰ 誰もが安全に安心して学べる学校をつくる	7
1 学校安全の徹底・充実	7
2 児童・生徒指導の充実	9
基本目標Ⅱ とともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む	11
3 多様なニーズに対応した教育の充実	11
4 人権尊重の精神を育む教育の充実	14
基本目標Ⅲ 新たな価値を創造する力を育む	16
5 これからの時代に求められる資質・能力の育成	16
6 持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成	19
基本目標Ⅳ ふるさとの未来を担う力を育む	21
7 学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実	21
8 ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成	23
基本目標Ⅴ 未来を見据えた質の高い教育環境をつくる	24
9 教育 DX の推進	24
10 学校の魅力化・特色化の推進	26
推進指標	29
参考資料	31
1 こどもの意見聴取	31
2 策定要綱・懇談会設置要綱	33
3 次期栃木県教育振興基本計画懇談会	34
4 栃木県総合教育会議	34

本文中の[青字下線](#)部分に、関係資料を閲覧できる外部サイトへのリンクを設定しています。

はじめに

1 策定の趣旨

栃木県教育委員会では、これまで「とちぎ教育振興ビジョン」（一期 H13～H17、二期 H18～H22、三期 H23～H27）、「栃木県教育振興基本計画 2020－教育ビジョンとちぎ－」（H28～R2）、「栃木県教育振興基本計画 2025－とちぎ教育ビジョン－」（R3～R7）を策定し、積極的かつ計画的に教育行政を推進してきました。

前計画が令和 7（2025）年度をもって計画期間を終了することから、国の「第 4 期教育振興基本計画」（令和 5（2023）年 6 月 16 日閣議決定）の内容を参酌しながら、2040 年以降の社会を見据えた、今後 5 年間の本県教育行政の基本方向を示す「とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）」（以下「本ビジョン」という。）を策定しました。

その際、知事と教育委員会が課題や目指す姿を共有し、県全体で本県教育の一層の充実を図るため、今回から「栃木県教育大綱」と「栃木県教育振興基本計画」を一体のものとして策定することとしました。

2 位置付け

本ビジョンは、「教育基本法」第 17 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体が策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の第 1 項の規定に基づき地方公共団体の長が策定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」としても位置付けました。さらに、本ビジョン「基本施策 9」については、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第 9 条第 1 項に基づき都道府県が策定する「都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画」としても位置付けました。

また、令和 8（2026）年度から 5 年間の県政の基本方針となる栃木県重点戦略「新とちぎ未来創造プラン」や教育に関する個別計画との整合性も図りながら策定しました。

3 対象期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間

4 進管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行います。本ビジョンに記載した各施策の実施に当たっては、この点検及び評価を踏まえ、適宜必要な改善等を図りながら、効果的な教育行政を推進できるよう努めていきます。

総論

1 基本理念

社会の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっている VUCA¹の時代と呼ばれる現代社会において、次代を担うこどもたちは、激しい変化が止まることのない時代の中で生きていくことが求められています。

このような時代の中で、誰もが生き生きとした人生を送り、社会全体でも幸せや豊かさを享受できるようにするためには、次のことが重要となります。

一人一人のこどもを主語にする教育の実現を目指し、教員に求められる役割をこどもたちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走に転換していく

学校によっては「みんなで同じことを、同じように」を必要以上に求める面が見られ、学校生活においてもその影響を受けるこどもが増えているとの課題が指摘されています。また、社会の多様化が進み、画一的・同調主義的な学校文化が顕在化しやすくなった面もありますが、このことが結果としていじめなどの問題や生きづらさをもたらし、非合理的な精神論や努力主義、詰め込み教育等との間で負の循環が生じかねないとの指摘や、保護者や教員も同調圧力の下にあるとの指摘もあります。さらに、「正解（知識）の暗記」の比重が大きくなり、「自ら課題を見つけ、それを解決する力」を育成するために必要な、他者と協働し、正解のない問いに対する最適解を自ら考え抜く学びが十分なされていないのではないかと指摘もあります。加えて、VUCA の時代においては、教員による対面指導やこども同士の学び合い、地域社会での多様な体験活動を通じて、一人一人の能力を最大限に引き出す教育の重要性が、これまで以上に高まっています。

本県では、これまで「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、こどもたちが主体となる学級づくり等を推進してきたところですが、県教育委員会が令和 6（2024）年度に実施した「学校生活に関する意識調査」²において、学習の場面で安心を感じているこどもたちの割合が低い結果でした。

「学校生活に関する意識調査」学校生活で安心できると感じる状況(%)

主な項目（場面や状況等）	小学校 n=12,381	中学校 n=11,436	高等学校 n=6,980
教科（国語や理科、体育など）の授業の場面	43.8	31.6	20.9
運動会などの体育的行事の場面	39.6	40.8	27.5
学校祭や合唱コンクールなどの文化的行事の場面	20.2	39.5	23.4
部活動やクラブ活動の場面	46.4	47.8	31.7
休み時間や放課後の場面	73.4	71.1	59.4
学校の中に安心して話せる友達がいること	72.7	73.4	56.4

¹ VUCA…「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の 4 つの単語の頭文字をとった造語。

² 「学校生活に関する意識調査」…栃木県教育委員会が「不登校に関する調査」の一環として、令和 6（2024）年度に県内全ての公立小 6、中 2、高 2（全日制）の計約 4 万人を対象に実施した調査（回答数：約 3 万人）。

こうした状況を踏まえ、こどもたちが安心して学び、多様な他者との関わりの中で自分の考え方や学び方を振り返り、思考や行動を修正(自己調整)しながら、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りすることができる力を育めるよう、教員の役割を、こどもたちの主体的な学びを効果的に支援し、伴走する存在へと転換していくことが重要です。

こうして育まれた力は、こどもたちが自らの人生を主体的に切り拓き、多様で豊かな可能性を開花させていくための基盤となります。

こどもをとりまく状況が多様化、複雑化する中、誰もが幸せや生きがいを感じながら、豊かな可能性を開花できるようにしていく

本県では、多様なニーズに応じた適切な指導・支援を受けられるよう、特別支援教育や日本語指導の充実等により、こどもたち一人一人を大切にし、可能性を伸ばす教育に取り組んできました。

近年、学校におけるいじめの重大事態の発生件数が増加するなど、憂慮すべき状況が生じています。また、不登校児童生徒の増加に加え、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、こどもが抱える困難は多様かつ複雑化するとともに、障害のあるこども等への支援の必要性も高まっています。さらに、国際化に伴い、外国につながるのあるこどもの学びの保障や多文化共生の考え方を取り入れていくことも求められています。

こうした背景の中で、自分の大切さとともに他人の大切さを認める心を育む教育の充実のほか、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちを包摂する柔軟な教育の充実が求められています。このような教育の充実を通じて、誰もが安心して笑顔で過ごし、自らの目標に向かって学び、幸せや生きがいを感じながら豊かな可能性を開花できるようにしていくことが重要です。

豊かな発想力や専門性を身に付け、他者と協働しながら社会の変化に積極果敢に挑戦し、未来を描けるようにしていく

本県では、これまで STEAM 教育³等の教科等の枠を越えた探究的な学びの充実や、企業と連携した商品開発、大学や研究機関等において高度な研究に触れる機会の充実等により、未来を拓く力を育む教育に取り組んできました。

気候変動や AI の進化、国際情勢の変化など、将来の予測が難しい時代においては、「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」等が一層重要に

³ **STEAM 教育**… Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

なっています。また、少子化と人口減少が進行する日本においては、社会全体の活力を維持・向上させるために、一人一人の生産性や創造性を高めることも急務です。

こうした背景の中で、こどもたちが自ら考え、主体的に学び、学ぶ意味や実社会とのつながりを意識しながら、個別の知識の集積に止まらない豊かな発想力や専門性を身に付けられるようにするとともに、こどもたちが異なる価値観を持つ多様な人々と当事者意識を持って協働しながら、課題解決に向けて積極果敢に挑戦する力を育み、持続可能な社会の創り手としてよりよい未来を描けるようにしていくことが重要です。

以上の考え方にに基づき、今後5年間の本県の教育施策推進の基本理念を以下のとおりとしました。

－ 基本理念 －

誰もが自分の可能性を開花させ ともに未来を描く とちぎの教育を実現します

この基本理念のもと、学校の安全管理の徹底をはじめ、体罰の根絶やいじめ・不登校の未然防止等、誰もが安心して過ごせる教育環境の実現を教育の大前提としつつ、こどもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、誰もが多様で豊かな可能性を開花させ、幸せや生きがいを感じながら人生を送るとともに、多様な人々と協働しながらよりよい未来を描けるよう、とちぎの教育の充実を図っていきます。

2 基本目標

I 誰もが安全に安心して学べる学校をつくる

本県では、平成29(2017)年3月27日に発生した那須雪崩事故により、生徒7名、教員1名の尊い命が失われました。このような痛ましい事故を二度と起こしてはならないという決意の下、学校の教育活動における安全管理の徹底と安全教育の充実に取り組み、学びの場における安全の確保を図るとともに、全てのこどもたちが安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう児童・生徒指導を充実させることにより、誰もが安全に安心して学べる学校をつくります。

Ⅱ ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む

こどもたちの状況が多様化する中、誰もが自分の能力や豊かな可能性を最大限に伸ばせるよう、多様なニーズに対応した教育の充実を図るとともに、人権尊重の理念である「人権の共存」を踏まえた社会の実現を目指し、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、差別解消を図るための資質・能力等を育む機会の充実を図ることにより、ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育みます。

Ⅲ 新たな価値を創造する力を育む

これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指し、こどもたちが主体的に課題を発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する機会を充実させることにより、持続可能な社会の創り手として新たな価値を創造する力を育みます。

Ⅳ ふるさとの未来を担う力を育む

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて、地域全体でこどもたちを育む学校づくりや、地域の実情に応じた部活動の地域展開に向けた取組を推進するとともに、とちぎの自然や文化への愛着を深め、とちぎの発展に向けて生涯学び続ける力を育む機会の充実を図ることにより、ふるさとの未来を担う力を育みます。

Ⅴ 未来を見据えた質の高い教育環境をつくる

教育の質を向上させていくため、デジタル学習基盤の整備を推進するとともに、ICTを活用した効果的な実践例を創出し広めることで、児童生徒の情報活用能力の育成や教員の指導力向上、業務効率化を図ります。また、魅力ある学校づくりに向け、特色ある高等学校づくりを推進するとともに、研修や学ぶ時間を十分確保することにより、教職員が自己の資質・能力を高め、心身ともに充実した生活を送れるよう、学校における働き方改革の推進や学校の指導・運営体制の充実を図ります。これらにより未来を見据えた質の高い教育環境をつくれます。

(参考とした資料)

- ・「[「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）](#)」（令和3年1月26日 中央教育審議会）
- ・「[第4期教育振興基本計画](#)」（令和5年6月16日 閣議決定 計画期間：令和5年度～令和9年度）
- ・「[教育課程企画特別部会 論点整理](#)」（令和7年9月25日 中央教育審議会教育課程企画特別部会）

3 施策体系

5つの基本目標、10の基本施策、32の主な取組

基本目標	基本施策	主な取組
Ⅰ 誰もが安全に安心して学べる学校をつくる	1 学校安全の徹底・充実	(1) 学校における安全管理体制の強化
		(2) 教職員の資質・能力の向上
		(3) 安全教育の充実
	2 児童・生徒指導の充実	(1) 発達支持的生徒指導の充実
		(2) 教育相談・支援体制の充実
		(3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応
Ⅱ とともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む	3 多様なニーズに対応した教育の充実	(1) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実
		(2) 不登校に関する総合的な取組の推進
		(3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実
		(4) 学齢期に十分な教育を受けられなかった方への多様な学びの機会の確保
	4 人権尊重の精神を育む教育の充実	(1) 自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進
		(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
		(3) 人権に関する学習や啓発の充実
Ⅲ 新たな価値を創造する力を育む	5 これからの時代に求められる資質・能力の育成	(1) 学びや生活の基盤を育む幼児教育の充実
		(2) 確かな学びを育む教育の充実
		(3) 豊かな心を育む教育の充実
		(4) 健やかな体を育む教育の充実
	6 持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成	(1) キャリア教育・職業教育の充実
		(2) 質の高い探究的な学びの充実
		(3) より高度な世界・広い世界につながる機会の充実
Ⅳ ふるさとの未来を担う力を育む	7 学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実	(1) ふれあい学習の推進と家庭教育への支援
		(2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
		(3) 学校部活動の地域展開に向けた取組の推進
	8 ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成	(1) ふるさとを学ぶ機会の充実
		(2) 生涯にわたり学び続ける機会の充実
Ⅴ 未来を見据えた質の高い教育環境をつくる	9 教育DXの推進	(1) デジタル人材の育成に向けた教育の充実
		(2) デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実
		(3) 校務DXの推進
	10 学校の魅力化・特色化の推進	(1) 魅力ある県立高校づくり
		(2) 教職員の資質・能力向上と学校の指導・運営体制充実の一体的推進
		(3) 公立学校の施設整備
		(4) 私学教育の振興

各 論

基本目標Ⅰ 誰もが安全に安心して学べる学校をつくる

基本施策1 学校安全の徹底・充実

学校安全を推進する校内体制の整備・充実に図るとともに、教職員の資質・能力を向上させることにより、こどもたちが安心して学校生活を送り、将来の夢や希望の実現に向かって学べるよう、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

【主な取組】

(1) 学校における安全管理体制の強化

① 危機管理マニュアルを活用した校内体制整備の推進

- ◆ 危機管理マニュアルを見直し・改善するサイクルの構築
- ◆ 児童生徒等の視点を取り入れた質の高い実効性のある安全点検の推進
- ◆ 県内のヒヤリハット事例を共有・活用した事故の未然防止体制の整備



指導主事訪問の様子



安全点検の様子



[学校の危機管理マニュアル
作成のためのガイドブック](#)

② 学校・家庭・地域の連携・協力体制整備の推進

- ◆ 警察や消防、保護者や地域のボランティア等、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備
- ◆ 地域の関係機関やボランティア等と連携した通学路における児童生徒等の安全確保の徹底
- ◆ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携強化



防火服着用体験の様子



VR 防災体験車



関係機関と連携した交通指導

(2) 教職員の資質・能力の向上

① 学校安全研修の充実

- ◆ 管理職の安全管理・危機管理に関する研修の充実
- ◆ 学校安全の中核を担う教員の資質・能力の向上に資する研修の充実
- ◆ 教職員一人一人が危機対応への意識や判断力を高めるための、学校安全の中核を担う教員を中心とした校内研修の充実



災害図上訓練



救急救命講習



不審者対応訓練

② 教職員の服務規律確保の徹底

- ◆ 管理職や初任者、中堅教諭等をはじめ、全ての教職員への研修の実施による服務規律遵守や倫理の保持の徹底
- ◆ 各種会議等あらゆる機会を通じた、綱紀保持と服務規律確保の徹底

(3) 安全教育の充実

○ 地域や関係機関との連携による安全教育の充実

- ◆ 各学校における安全教育の充実に資する研修の実施
- ◆ 地域や関係機関と連携した安全教育プログラムの開発・普及
- ◆ 学校運営協議会等を活用した、地域との連携・協働による安全教育の充実



[「学校安全総合支援事業」
リーフレット](#)



炊き出し体験



避難所設置体験

推進指標	基準値	目標値
学校管理下での負傷・疾病の発生率（国公立合計） 〔災害共済給付状況（独立行政法人日本スポーツ振興センター）〕	（2023 年） 小：3.24% 中：6.03% 高：4.21%	（2030 年） 小：2.77% 中：4.77% 高：3.46%

目標値…全国の都道府県別最小値の過去5年間(2019～2023)の平均値

基本施策2 児童・生徒指導の充実

組織的な支援体制を構築し、児童・生徒指導上の諸課題への対応のみならず、児童生徒が自ら成長や発達していくことを支える取組等の充実により、一人一人が大切にされ、誰もが安心して学べる学校づくりを進めます。

【主な取組】

(1) 発達支持的生徒指導⁴の充実

○ 学業指導⁵の充実

- ◆ 児童生徒が規範意識を身に付けながら安心して生活し、互いに支え合い高め合う関係の中で、所属感や連帯感を感じる居心地のよい集団づくりの推進
- ◆ 児童生徒が温かい人間関係や学びやすい環境の中で意欲的に学び合い、達成感を味わえる授業づくりの推進
- ◆ 児童生徒の自己有用感を育む取組の推進
- ◆ PDCA サイクルで進める組織的な取組の推進



異年齢交流活動の様子



グループ学習の様子



[学業指導の視点とポイント及び取組事例等](#)



[サイクルで進める組織的な「学業指導」（「学業指導応援チーム派遣事業」に係る実施校の取組事例）](#)

学業指導の充実に向けて(改訂版)

(2) 教育相談・支援体制の充実

① 教員の資質・能力の向上

- ◆ 全ての教員の児童生徒理解や指導力の向上を図るための研修の充実
- ◆ チーム支援の調整役を担う児童指導主任・生徒指導主事、教育相談係主任等の資質・能力の向上に向けた研修の充実
- ◆ 組織的対応力の向上に向けた校内研修会への指導主事・外部専門家等の派遣

⁴ 発達支持的生徒指導…特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っている。

⁵ 学業指導…「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、児童生徒一人一人の成長や発達を支えるという考え方に基づく指導・援助。

② スクールカウンセラー⁶やスクールソーシャルワーカー⁷とのさらなる連携強化

- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用した組織的なアセスメント（分析・評価）の推進
- ◆ 学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉関係者等の連携による、適切な支援につなげる体制づくり

(3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応

① 全ての教員の指導力向上

- ◆ 「いじめ対応ハンドブック」を活用した、いじめの初期対応(早期発見・早期対応)の徹底と実効的な学校いじめ対策組織の構築の推進
- ◆ スクールサポーター⁸による学校における問題解決の支援
- ◆ スクールロイヤー⁹を活用した法律相談や研修会の実施

② 家庭や地域、関係機関等との連携・協働の促進

- ◆ 保護者との信頼関係の構築と情報共有による児童・生徒支援の推進
- ◆ 警察や医療機関、児童相談所等と連携した、学校だけでは対応が困難な課題等への対応
- ◆ 学校と地域住民等が児童生徒の健全育成を目指し連携・協働する取組の推進

推進指標	基準値	目標値
「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見やよさを生かして解決方法を決めている」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025 年) 小：42.1% 中：42.2%	(2030 年) 小：53% 中：53%
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 小中：〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕 高：〔栃木県調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 小：35.8% 中：33.9% 高：－	(2030 年) 小：53% 中：51% 高：50%

⁶ **スクールカウンセラー**…児童生徒の臨床心理について専門的な知識を有し、不登校や問題行動等に関して、児童生徒の悩みや不安に対する相談や教員及び保護者に対して助言・援助を行うことで学校の教育相談体制を支援する専門家。

⁷ **スクールソーシャルワーカー**…社会福祉等の専門的知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒の環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

⁸ **スクールサポーター**…本県の各教育事務所に所属し、指導主事やスクールソーシャルワーカーと「いじめ・不登校等対策チーム」を組み合わせながら、いじめなどの問題行動等への対応について学校支援、電話・来所による相談への対応等を行う者。

⁹ **スクールロイヤー**…学校だけでは解決が困難な児童・生徒指導上の諸課題等への迅速かつ適切な対応に向け、学校や教育委員会に対して、法的な視点から助言を行う弁護士。

基本目標Ⅱ ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む

基本施策3 多様なニーズに対応した教育の充実

障害の有無や年齢、文化的・言語的背景等に関わらず、こども自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築き、誰もが本来持っている力を最大限発揮することができるよう、こどもの安心感を高める指導・支援の充実を図ります。

【主な取組】

(1) インクルーシブ教育システム¹⁰構築のための特別支援教育の充実

① 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上

- ◆ 日常の教育活動における、全てのこどもにとって安心できる学級づくりや分かりやすい授業づくりの充実及び一人一人のこどもに応じたきめ細かな指導・支援の充実
- ◆ 授業研究会や事例検討会等における専門的・実践的な知見の活用機会等の提供
- ◆ 一人一人の能力や特性に応じた適切な指導及び必要な支援を実施するための校内支援体制の充実
- ◆ 障害の有無に関わらず相互理解を深めるための交流及び共同学習や地域と連携した教育活動等の充実



こども理解に基づく授業実践



友情を育む交流及び共同学習

¹⁰ インクルーシブ教育システム…障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、全ての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。

② 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実

- ◆ 本人・保護者の参画による個別の教育支援計画¹¹の作成・活用の推進
- ◆ 家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した適切な指導・支援の充実
- ◆ 各学校段階等の移行期における、個別の教育支援計画等の活用による支援情報の確実な引継ぎの推進
- ◆ 教職員・学校看護師、保護者、福祉・医療関係者等の緊密な連携等による医療的ケア児への支援体制の充実



[栃木県特別支援教育推進計画\(R8.2\)](#)

(2) 不登校に関する総合的な取組の推進

① 不登校の未然防止に向けた取組の充実

- ◆ 全ての児童生徒にとって居心地のよい学校・学級の雰囲気づくりの推進
- ◆ 教員と児童生徒・保護者の日常的な信頼関係づくりの推進

② 不登校児童生徒への初期対応（早期発見・早期対応）の充実

- ◆ 児童生徒のわずかな変化にいち早く気付くための環境整備
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等に迅速につなぐことのできる体制づくりの推進

③ 不登校児童生徒及び保護者への支援の充実

- ◆ 社会的自立に向け、学校以外の多様な学びの場等¹²を県全体で理解し、活用を図る仕組みづくりの推進
- ◆ こどもの不登校に悩む保護者等への適切な支援の充実



[栃木県不登校総合対策の方向性\(R7.3\)](#)



[不登校に関する調査\(R7.3\)](#)

¹¹ **個別の教育支援計画**…障害のある幼児児童生徒一人一人について、教育的な視点から適切に対応していくという考えの下、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、就学前から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うために、作成・活用する計画。本県では、幼児児童生徒の各年齢段階における、家庭や関係機関による支援の全体像を示す「支援機関一覧」と、幼児児童生徒の学習や生活の様子、指導目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「個別の指導計画」を合わせたものを参考様式として示している。

¹² **学校以外の多様な学びの場等**…学びの多様化学校、校内外の教育支援センター、フリースクール・居場所等。

(3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実

- ① 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する指導体制の充実
 - ◆ 地域や学校の実態に応じた外国人児童生徒等の受入れ環境の整備による学校や社会生活への適応支援の充実
 - ◆ 地域における外国人児童生徒等の現状と課題を整理し、受入れ及び指導・支援の在り方等について共有を図る運営協議会の実施
- ② 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実態に応じた計画的な日本語指導の充実
 - ◆ 外国人児童生徒等の学校生活への適応指導や個々の特性を踏まえた指導の在り方についての情報交換を行う協議会の実施
 - ◆ 外国人児童生徒等の学校や社会生活への早期適応に向けた個別の指導計画の作成・活用を通じた指導・支援の充実

(4) 学齢期に十分な教育を受けられなかった方への多様な学びの機会の確保

- ① 夜間中学¹³における学びの機会の充実
 - ◆ 多様な背景をもつ生徒のニーズに対応した柔軟な教育課程の編成
 - ◆ 地域や関係機関との連携体制づくり
- ② 多様な学びの場¹⁴との連携・充実
 - ◆ 多様な学びの場とのネットワーク構築による学び直し支援の充実と教育機会の確保
 - ◆ 県内の多様な学びの場に関する情報を一元化したポータルサイトの運営



県立夜間中学「とちぎ
学びの夢学園」校章



[多様な学びの場に関する
ポータルサイト](#)
「とちまな」(R8.3)

推進指標	基準値	目標値
高等学校において、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した生徒のうち、実際に作成されている人数の割合 〔高等学校における特別支援教育に関する実態調査（栃木県教育委員会）〕	(2024 年) 高：69.4%	(2030 年) 高：90%
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒 ¹⁵ の割合 〔児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）〕	(2024 年) 小：42.3% 中：46.2% 高：35.2%	(2030 年) 小：20% 中：20% 高：20%

¹³ 夜間中学…主に夕方以降の時間帯に授業が行われる中学校。栃木県では、令和8(2026)年4月に県内初の県立夜間中学「栃木県立とちぎ学びの夢学園」を栃木市に開校。

¹⁴ 多様な学びの場…様々な事情から学齢期に十分な教育を受ける機会を得られなかった方や、日本語の習得に困難がある方などに対して、学び直しや社会的自立を支援するために提供される、夜間中学、教育機関、社会教育施設等を含む教育機会の総称。

¹⁵ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒…学校内外の専門機関は、教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員等。相談・指導等を受けていない不登校児童生徒には、担任等の教職員が相談・指導をしている場合を含む。

基本施策 4 人権尊重の精神を育む教育の充実

全ての人々が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、多様性や包摂性が確保された共生社会を実現するため、「人権教育推進の手引」や各指導資料等を活用しながら人権教育の一層の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 自他を大切に作る共生社会の実現に向けた教育の推進

① 多様性や包摂性が確保された社会の実現に向けた理解促進

- ◆ 発達の段階に応じた人権尊重の理念及び権利を理解する機会の充実
- ◆ 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」や、「理解増進法」¹⁶の理念にのっとった性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重する精神の涵養に向けた教育の推進
- ◆ 人権教育の視点を踏まえたインクルーシブ教育システムの理念の実現に向けた取組の推進
- ◆ 障害者差別解消法及び「対応指針」¹⁷等の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供の推進

② 国際化を踏まえた多文化共生への理解促進

- ◆ 発達の段階に応じた諸外国の文化を学ぶ機会の充実
- ◆ 自国の歴史や文化を理解し尊重する態度を育む教育の推進
- ◆ 対話を通して人間関係を構築し、相互理解を深める力を育む教育の推進



「手を取り合い、それぞれの個性を尊重し合える世界へ」



「はなまる」



「音楽でつながる世界へ」

人権に関するイラスト 入賞作品

¹⁶ 「理解増進法」…性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月23日施行）。

¹⁷ 「対応指針」…障害を理由とする差別の解消の推進を目的として策定された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（令和6年1月策定、同年4月1日施行）。

(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

① 指導者の人権意識の高揚

- ◆ 各学校における人権教育推進の中核となる指導者への研修会の実施
- ◆ 人権教育推進のための支援訪問を活用した校内研修の充実
- ◆ 市町教育委員会及び教育関係団体等が主催する研修会等への支援

② 指導者の指導力の向上

- ◆ 指導者用指導資料の作成と効果的な周知、積極的な活用の推進
- ◆ 「三指導」¹⁸の確実な理解に基づく実践や自己評価を踏まえた改善の取組への支援

(3) 人権に関する学習や啓発の充実

- ◆ 児童生徒の自尊感情及び差別解消を図るための資質・能力の育成に向けた学習内容の充実
- ◆ 児童生徒が直接的指導を確実に受ける機会の確保に向けた支援の工夫
- ◆ 研究指定校等の実践を通じて得られた「課題に対する改善策」や「研究の成果」を踏まえた人権に関する学習や啓発の推進

令和7(2025)年度

人権教育推進の手引



本資料をより分かりやすく解説している「研修用補助資料」(スライドデータ)とあわせてご活用ください。(https://www.pref.tokushima.jp/edu/humanrights/)
 ・ポイントを絞った解説をしています。
 ・全体研修が実施困難な場合など、個人での研修が可能です。
 ・資料の切り替えシートにより、資料の交換・確認ができます。



栃木県教育委員会

「人権教育推進の手引」



デジタル学習教材「人権の窓」



人権教育実践事例

推進指標	基準値	目標値
「自分には、よいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025年) 小：88.4% 中：88.0%	(2030年) 小：90% 中：90%

¹⁸ 「三指導」…「基底的指導」「直接的指導」「間接的指導」の3つからなる本県独自の指導構想のこと。詳しくは「人権教育推進の手引」を参照。

基本目標Ⅲ 新たな価値を創造する力を育む

基本施策5 これからの時代に求められる資質・能力の育成

これからの時代を担うこどもたちが、社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」の育成を目指し、こどもたちが自ら課題を発見し、多様な他者と協働しながら課題を解決する教育活動の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 学びや生活の基盤を育む幼児教育の充実

- ◆ 意図的・計画的に構成された環境の下での幼児の自発的な遊びを通じた教育の推進
- ◆ 架け橋期¹⁹のカリキュラムの策定による幼小接続期の教育の充実



遊びながら探究している様子

(2) 確かな学びを育む教育の充実

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- ◆ 児童生徒の主体性を育み、学びに向かう力を高める学習指導の工夫
- ◆ ICT等の効果的な活用による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- ◆ 児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を効果的に育成するカリキュラム・マネジメント²⁰の推進

② 確かな学力の育成

- ◆ 児童生徒の学習状況の定期的なチェックを通じた「教師による授業改善」と「児童生徒による学習改善」の一体的な充実
- ◆ 学力向上推進リーダー²¹や学力向上コーディネーター²²による教員の指導力向上及び学校の組織的な取組の支援
- ◆ 児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に向けた教員の授業力向上

¹⁹ 架け橋期…義務教育前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であり、この時期を「架け橋期」と呼ぶ。

²⁰ カリキュラム・マネジメント…児童生徒や地域の実態を適切に把握した上で、教育目標達成のために教科等横断的に教育の内容等を組み立て、実施状況を評価・改善し、必要な体制を確保して組織的かつ計画的に教育活動の質を向上させること。

²¹ 学力向上推進リーダー…本県において、教員の指導力向上を図るため、教員への助言やチームティーチング等による支援を行う者。

²² 学力向上コーディネーター…本県において学校・市町の抱える課題の解決を図るため、学校組織マネジメントの充実に向けた支援を行う者。

(3) 豊かな心を育む教育の充実

① 学校の教育活動全体を通じた道德教育の充実

- ◆ 学校経営方針を踏まえ、児童生徒や学校の実態に応じた道德教育全体計画の見直し・改善の推進
- ◆ 「考え、議論する道德」²³への質的転換を目指した授業改善と「教える育てる道德教育」²⁴の推進
- ◆ 生命を尊重する心や豊かな情操を育むための体験を伴う活動の推進
- ◆ 道德教育の中核を担う道德教育推進教師への研修の充実



小動物とのふれあい教室の様子



[道德教育関連資料](#)

② 読書活動の推進

- ◆ 保護者や地域の図書館、学校等の連携による読書活動の推進及び読書に親しむ環境づくり
- ◆ 高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」²⁵の養成及び活動の充実
- ◆ 読書バリアフリー²⁶に関する取組の推進



読書コンシェルジュ企画会議の様子



[「栃木県読書活動推進計画」](#)

²³ 「考え、議論する道德」…道德教育の目標を実現するために、答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え向き合う授業。

²⁴ 教える育てる道德教育…人としてよりよく生きるための基盤となる道德性を育むために、日常的な生活場面を含む学校生活全体を通して「教えること」と、道德科の授業を中心として「育てること」を大切にしながら、互いに関連付けて指導する教育活動。本県独自の教育活動で、平成 23(2011)年度から推進している。

²⁵ 読書コンシェルジュ…本好きな高校生世代を読書活動推進リーダーとして育成し、任命を経て、同世代へ読書の楽しさを広める活動に取り組んでもらう取組。本県独自の取組として、平成 26(2014)年に開始した。

²⁶ 読書バリアフリー…障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進すること。

(4) 健やかな体を育む教育の充実

① 豊かなスポーツライフの実現に向けた体育活動の充実

- ◆ 生涯にわたり運動に親しむとともに、健康の保持増進と体力の向上を目指す教科体育の充実
- ◆ 児童生徒、保護者が運動への関心を高めるための ICT 等の活用促進
- ◆ 指導者の資質向上や部活動指導員の活用等による運動部活動の充実

② 健康的な生活習慣の確立に向けた学校保健、学校給食・食育の充実

- ◆ 児童生徒が自らの健康に関心を持ち、適切な意思決定や行動選択ができる資質・能力を養う学校保健の充実
- ◆ 安全安心で魅力ある学校給食の実施に向けた、衛生管理の徹底と栄養管理の充実
- ◆ 望ましい食習慣を身に付けるための、学校・家庭・地域が連携した食育の充実



走る運動遊び「ねことねずみゲーム」の様子
[WEB サイト「とちぎっ子体力雷ジングひろば」](#)



学校保健に関する教職員対象研修会の様子

推進指標	基準値	目標値
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025 年) 小：82.2% 中：80.9%	(2030 年) 小：85% 中：85%
1 週間あたり 1 時間以上読書をするこどもの割合 〔こどもの読書活動に関する実態調査（栃木県教育委員会）〕	(2024 年) 小：42.6% 中：32.5% 高：18.7%	(2030 年) 小：60% 中：50% 高：30%
「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に肯定的に回答し、かつ「新体力テストの総合評価 C 以上」の児童生徒の割合 〔栃木県児童生徒の体力、運動能力調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 小：63.1% 中：66.3% 高：71.3%	(2030 年) 小：69% 中：69% 高：74%

基本施策6 持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成

児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と対話をしながら問題を発見・解決できる、「持続可能な社会の創り手」として学び続ける人材を育成します。

【主な取組】

(1) キャリア教育・職業教育の充実

- ◆ 幼児教育から高等学校教育まで各段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ◆ 学級（ホームルーム）活動を要とした、総合的な学習（探究）の時間や学校行事、各教科の学習などを通じた自己のキャリア形成の促進
- ◆ 学校・家庭・地域が協働し、地域人材や文化財等を活用した教育活動の充実
- ◆ インターンシップ等の活動を通じた職業生活に必要な知識及び技術・技能の修得や、望ましい勤労観、職業観の育成



総合的な探究の時間



キャリア形成

(2) 質の高い探究的な学びの充実

- ◆ 個別の知識の集積に止まらない概念の習得や深い理解を促し、学ぶ意味、社会やキャリアとのつながりを意識した実践的な学習の充実
- ◆ 社会課題解決に向けた、教科等横断的かつ情報技術を活用した質の高い探究的な学びの推進
- ◆ 主権者として学んだことを、より良い社会形成に向けて生かしていくことのできる人材の育成
- ◆ 学校ホームページや県主催の探究フォーラムを活用し、探究学習の成果を他校と共有することによる、高等学校における質の高い探究的な学びの推進



探究フォーラム



主権者教育（出前授業）

(3) より高度な世界・広い世界につながる機会の充実

- ◆ 大学などの高等教育機関や民間企業等と連携した、専門性の高い技術等につながる学習機会の充実
- ◆ 高い語学力・コミュニケーション能力を身に付けたグローバル社会の一員として活躍できる人材の育成
- ◆ 異文化理解やグローバルな視点をもつ国際的な人材を育成するための国際交流の促進



大学との連携



オンライン国際交流



科学の甲子園栃木県大会



SSH(スーパーサイエンスハイスクール)
生徒研究発表会

推進指標	基準値	目標値
「総合的な探究の時間」を通じて、次の探究的な力が身に付いたと回答した生徒の割合 ・興味関心のあるテーマから問いを立てる力 ・必要な情報を適切に収集する力 ・試行錯誤しながらアイデアや解決策を生み出す力 ・多様な人々と協力して活動する力 〔栃木県調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 高：－	(2030 年) 高：85%

基本目標Ⅳ ふるさとの未来を担う力を育む

基本施策7 学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実

学校・家庭・地域が連携してこどもの自ら考えて行動する力や豊かな人間性などの生きる力を育むとともに、家庭教育支援の充実に向けた取組を推進します。また、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、学校部活動の地域展開に向けた取組を推進します。

【主な取組】

(1) ふれあい学習²⁷の推進と家庭教育への支援

① ふれあい学習の推進

- ◆ 「ふれあい学習ネットワーク」等による県、市町、関係機関、企業など多様な主体のつながりづくりの充実
- ◆ 市町等と連携し地域における身近な場所を活用したこどもと地域住民がともに体験・交流する機会の充実に向けた支援



交流活動のあり方についての関係者による熟議
(河内地区ふれあい学習ネットワーク)

② 家庭教育への支援

- ◆ 家庭教育支援プログラム等を活用した保護者の学ぶ機会の充実
- ◆ 個別の支援が必要な家庭に対して学習機会や情報を提供するアウトリーチ型の家庭教育支援に関する取組の推進
- ◆ 家庭教育や子育てに悩みや不安を持つ保護者がいつでも相談できる体制の整備



家庭教育支援プログラムを活用した親学習
(日光市教育委員会)

²⁷ ふれあい学習…本県独自の取組であり、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、こどもの「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指し、こども同士、大人同士、こどもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動のこと。

(2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ◆ 学校運営協議会への運営支援等による地域とともにある学校づくりの推進
- ◆ 地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動の推進
- ◆ 地域学校協働活動推進員及び地域コーディネーターの計画的な養成



地域資源の梅を使った「梅シロップ」づくり
(上三川町立上三川中学校)



[「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」](#)



[那須中学校学校運営協議会
／水曜講座プロジェクト
\(令和4年度「コミュニティ・
スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部
科学大臣表彰 被表彰取組\)](#)

(3) 学校部活動の地域展開に向けた取組の推進

- ◆ 「とちぎ部活動地域展開プラン」に基づく取組の推進
- ◆ 県・市町・学校・関係団体との連携体制の充実
- ◆ 指導者等の質の保障・量の確保に向けた取組の充実
- ◆ 生徒・保護者など関係者の理解促進に向けた取組の充実



[部活動改革・部活動地域展開](#)

推進指標	基準値	目標値
地域や保護者から出た意見を踏まえ、学校と地域が連携・協働して活動を実施している学校の割合 〔地域学校協働活動に関する調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 小：50.0% 中：50.0%	(2030 年) 小：65% 中：65%

基本施策 8 ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成

ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成のために、郷土や我が国の自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会や、障害の有無や国籍等を問わずライフステージに応じた多様な学びの機会の充実を図ります。

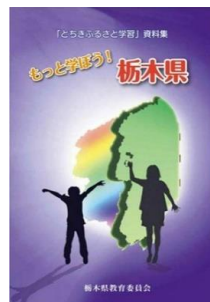
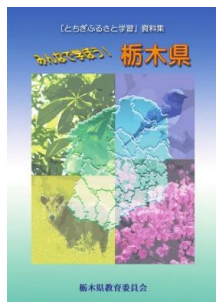
【主な取組】

(1) ふるさとを学ぶ機会の充実

- ◆ 地域や学校の特色を生かした「とちぎふるさと学習」の推進や、「地域学」など地域の魅力や課題等について探究する学習の推進
- ◆ 「とちぎふるさと学習」の資料集やホームページを活用した情報提供の充実
- ◆ 博物館・美術館・文書館・埋蔵文化財センター等の施設や栃木の豊かな自然、地域の教育資源を活用した教育活動の推進



地域の教育資源を活用した教育活動（茶摘み体験）



「とちぎふるさと学習」デジタルブック

[「とちぎふるさと学習」ホームページ](#)

(2) 生涯にわたり学び続ける機会の充実

- ◆ 障害の有無や国籍等を問わずライフステージに応じた多様な学びの機会の充実
- ◆ 県民が気軽に文化芸術や文化財に触れ親しむ機会の充実
- ◆ 県民が個々のライフスタイルに応じて気軽にスポーツに親しむ機会の充実



[栃木県生涯学習推進計画\(R8.3\)](#)

推進指標	基準値	目標値
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025 年) 小：81.3% 中：75.3%	(2030 年) 小：90% 中：85%
1 年間で生涯学習に取り組んだことがある県民の割合 〔栃木県政世論調査（栃木県）〕	(2024 年) 59.6%	(2030 年) 65%

基本目標Ⅴ 未来を見据えた質の高い教育環境をつくる

基本施策 9 教育 DX の推進

教育の質の向上に向けて、デジタル学習基盤²⁸を活用した効果的な実践例を創出し広めることで、児童生徒の情報活用能力の育成や、教員の指導力向上、教職員の校務効率化を図ります。

【主な取組】

(1) デジタル人材の育成に向けた教育の充実

- ◆ ICT 活用による児童生徒の情報活用能力の育成
- ◆ 情報活用能力の育成における生成 AI 等、先端技術の活用
- ◆ 児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育の充実



授業における ICT 活用の様子



[活用型情報モラル教材「GIGA ワークブックとちぎ」](#)

(2) デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実

- ◆ 各教科等の学習場面に応じてデジタル学習基盤を活用した授業改善の推進
- ◆ 教員の ICT 活用指導力²⁹の向上
- ◆ 学校および教員に対する ICT 活用支援体制³⁰・支援内容の充実
- ◆ いじめや不登校対応、特別な支援が必要な児童生徒への指導等におけるデジタル学習基盤の活用推進



ICT 活用指導力の向上を図るための教員研修の様子



特別な支援が必要な児童生徒への指導における ICT 活用の様子

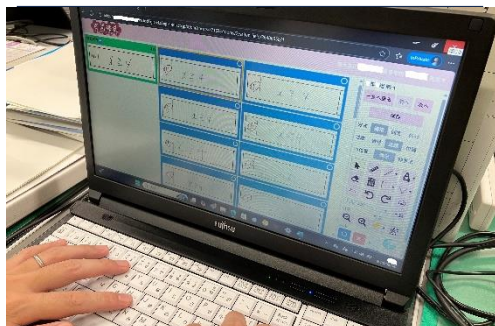
²⁸ **デジタル学習基盤**…「児童生徒の端末」、「通信ネットワーク」、「周辺機器」、「デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア」、「CBT システム」、「教育データ利活用」、「情報セキュリティ」の要素で構成されるものであり、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラ。

²⁹ **ICT 活用指導力**…授業における ICT 活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務に ICT を活用できることも含まれる教育の情報化の時代において、全ての教員に求められる基本的な資質能力。

³⁰ **ICT 活用支援体制**…学校設置者が進める、ICT 推進を担当する組織体制の整備、ICT 支援員をはじめとする専門人材の配置、GIGA スクール運営支援センターを活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化等、ICT を活用した学びを推進するために学校現場を支える体制。

(3) 校務 DX³¹の推進

- ◆ 校務効率化に向けた生成 AI 等、ICT の効果的な活用の推進
- ◆ GIGA スクール構想³²に係る 1 人 1 台端末やネットワーク等の ICT 環境の整備
- ◆ 教育データの可視化や連携等、利活用に向けたデジタル学習基盤の整備
- ◆ 教育情報セキュリティポリシー等によるセキュリティの確保
- ◆ 校務効率化に関する市町との連携



採点支援システム活用の様子



職員会議の資料をクラウド上で共有している様子

推進指標	基準値	目標値
「ICT 機器を活用することで、自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができるか」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025 年) 小：79.9% 中：80.8%	(2030 年) 小：85% 中：86%
「授業に ICT を活用して指導することができるか」の質問に肯定的に回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）〕	(2024 年) 小：85.3% 中：79.6% 高：77.1% 特：75.1%	(2030 年) 小：95% 中：90% 高：85% 特：85%

³¹ 校務 DX…標準的な GIGA 環境を活用することを想定した取組。具体的には、従来業務の見直し、汎用クラウドツールの活用、生成 AI の利活用が挙げられる。

³² GIGA スクール構想… 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現させる構想。

基本施策10 学校の魅力化・特色化の推進

教育内容及び教育環境の充実に向け、県立高校の魅力化・特色化や施設整備を進めるとともに、教職員が心身ともに充実し、専門職としての資質・能力を高めることができるよう、公立学校における働き方改革や研修機会の確保、運営体制の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 魅力ある県立高校づくり

① 県立高校の魅力化・特色化の推進

- ◆ スクール・ミッション、スクール・ポリシーに基づいた各校の魅力化・特色化の推進
- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を活用した各校の魅力化・特色化の推進



[スクール・ミッション、
スクール・ポリシー](#)



学校運営協議会

② 「第三期県立高等学校再編計画」³³に基づく魅力化・特色化の推進

- ◆ 未来共創型専門高校³⁴における学科横断的な学習の推進
- ◆ 中等教育学校やフレックス・ハイスクール（定時制及び通信制併置の独立校）等の設置による学校選択枝の拡充
- ◆ 社会環境の変化に応じた学校・学科の規模と配置の適正化



[「第三期県立高等学校再編計画」
（令和6年度～令和17年度）](#)

³³ 「第三期県立高等学校再編計画」…令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間の県立高校再編の基本的な考え方や具体的な実行計画を示した計画。令和6(2024)年1月策定。

³⁴ 未来共創型専門高校…複数の職業系専門学科を併置し、他学科の科目も選択して学べる総合選択制専門高校のうち、学科横断的な学習を推進する高校。

(2) 教職員の資質・能力向上と学校の指導・運営体制充実の一体的推進

① 養成・採用の一体的取組の推進

- ◆ 高校生、大学生を対象とした教員採用試験の説明会の拡充
- ◆ 学校に関わる様々な仕事に興味のある方を対象としたイベントの充実
- ◆ ホームページ、SNS 等を活用した教員の魅力発信の強化
- ◆ 教員採用試験の更なる改善・充実



大学生対象説明会

② 教職員の資質・能力の向上

- ◆ 「栃木県教員育成指標」³⁵に基づくキャリアステージに応じた研修の充実
- ◆ こども主体の新たな学びの実現や、多様化・複雑化する教育課題に対応した、教職員の専門性を高める研修の充実
- ◆ 学校のニーズに対応した校内研修等の支援の充実
- ◆ 教育課題を的確に捉えた調査研究及び成果の活用の実施
- ◆ 教員の資質・能力の向上を目指した大学院派遣や内地留学生派遣の実施



初任者研修（小中）

③ 学校における働き方改革の推進

- ◆ 「栃木県業務量管理・健康確保措置実施計画」³⁶に基づく取組の推進
- ◆ 学校運営体制の充実に向けた市町教育委員会との連携推進
- ◆ ICT 等を活用した業務改善の推進
- ◆ 事務職員や外部人材との連携強化による学校運営体制の充実
- ◆ 教職員のメンタルヘルス対策の充実



業務改善に向けた話合いの様子



[学校における働き方改革の取組](#)

³⁵ 「栃木県教員育成指標」…教育公務員特例法に基づき教員の任命権者が策定する校長及び教員としての資質の向上に関する指標。

³⁶ 「栃木県業務量管理・健康確保措置実施計画」…「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき各教育委員会が定める、業務量管理・健康確保措置を実施するための計画。

(3) 公立学校の施設整備

① 県立学校施設・設備の整備

- ◆ 「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づく中長期的な観点からの計画的・予防的な改修工事の実施
- ◆ トイレの洋式化（洗浄便座付）や空調設置、バリアフリー化などによる教育環境の充実と学校施設の防災機能強化、非構造部材の耐震対策の推進
- ◆ 教育的ニーズに応じた特別支援学校の整備推進
- ◆ 地域の産業構造や企業が必要とするスキルに応じた職業系学校（未来共創型専門高校）における実験実習用機器等の整備推進

② 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

- ◆ 教育環境向上と老朽化対策の計画的・効率的な整備の促進
- ◆ 避難所ともなる学校施設の防災機能強化（バリアフリー化など）の促進

(4) 私学教育の振興

① 私立学校の振興

- ◆ 私立学校の健全な運営や教育環境の充実に向けた総合的な支援

② 公私の連携の推進

- ◆ 栃木県公立高等学校協議会等の様々な機会を通じた公私間の協議や情報交換等による連携の推進

推進指標	基準値	目標値
学校運営協議会制度や学校評議員制度等を活用し、教育活動の見直し等を行った高等学校の割合 〔栃木県調査（栃木県教育委員会）〕	（2025 年） 高：33.3%	（2030 年） 高：100%
「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合 〔「学校における働き方改革推進プラン（第 2 期）」に基づく実態調査（栃木県教育委員会）〕	（2025 年） 小：66.7% 中：56.4% 高：66.6% 特：73.1%	（2030 年） 小：80% 中：80% 高：80% 特：80%

推進指標

推進指標		基準値	目標値
基本目標Ⅰ 誰もが安全に安心して学べる学校をつくる			
基本施策1 学校安全の徹底・充実			
1	学校管理下での負傷・疾病の発生率（国公立合計） 〔災害共済給付状況（独立行政法人日本スポーツ振興センター）〕	（2023年） 小：3.24% 中：6.03% 高：4.21%	（2030年） 小：2.77% 中：4.77% 高：3.46%
基本施策2 児童・生徒指導の充実			
2	「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見やよさを生かして解決方法を決めている」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	（2025年） 小：42.1% 中：42.2%	（2030年） 小：53% 中：53%
3	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 小中：〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕 高：〔栃木県調査（栃木県教育委員会）〕	（2025年） 小：35.8% 中：33.9% 高：－	（2030年） 小：53% 中：51% 高：50%
基本目標Ⅱ ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む			
基本施策3 多様なニーズに対応した教育の充実			
4	高等学校において、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した生徒のうち、実際に作成されている人数の割合 〔高等学校における特別支援教育に関する実態調査（栃木県教育委員会）〕	（2024年） 高：69.4%	（2030年） 高：90%
5	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合 〔児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）〕	（2024年） 小：42.3% 中：46.2% 高：35.2%	（2030年） 小：20% 中：20% 高：20%
基本施策4 人権尊重の精神を育む教育の充実			
6	「自分には、よいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	（2025年） 小：88.4% 中：88.0%	（2030年） 小：90% 中：90%

推進指標		基準値	目標値
基本目標Ⅲ 新たな価値を創造する力を育む			
基本施策5 これからの時代に求められる資質・能力の育成			
7	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025 年) 小：82.2% 中：80.9%	(2030 年) 小：85% 中：85%
8	1 週間あたり 1 時間以上読書をするこどもの割合 〔こどもの読書活動に関する実態調査（栃木県教育委員会）〕	(2024 年) 小：42.6% 中：32.5% 高：18.7%	(2030 年) 小：60% 中：50% 高：30%
9	「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に肯定的に回答し、かつ「新体力テストの総合評価 C 以上」の児童生徒の割合 〔栃木県児童生徒の体力、運動能力調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 小：63.1% 中：66.3% 高：71.3%	(2030 年) 小：69% 中：69% 高：74%
基本施策6 持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成			
10	「総合的な探究の時間」を通じて、次の探究的な力が身に付いたと回答した生徒の割合 ・興味関心のあるテーマから問いを立てる力 ・必要な情報を適切に収集する力 ・試行錯誤しながらアイデアや解決策を生み出す力 ・多様な人たちと協力して活動する力 〔栃木県調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 高：－	(2030 年) 高：85%
基本目標Ⅳ ふるさとの未来を担う力を育む			
基本施策7 学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実			
11	地域や保護者から出た意見を踏まえ、学校と地域が連携・協働して活動を実施している学校の割合 〔地域学校協働活動に関する調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 小：50.0% 中：50.0%	(2030 年) 小：65% 中：65%
基本施策8 ふるさを愛し、生涯学び続ける人材の育成			
12	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025 年) 小：81.3% 中：75.3%	(2030 年) 小：90% 中：85%
13	1 年間で生涯学習に取り組んだことがある県民の割合 〔栃木県政世論調査（栃木県）〕	(2024 年) 59.6%	(2030 年) 65%
基本目標Ⅴ 未来を見据えた質の高い教育環境をつくる			
基本施策9 教育 DX の推進			
14	「ICT 機器を活用することで、自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができるか」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	(2025 年) 小：79.9% 中：80.8%	(2030 年) 小：85% 中：86%
15	「授業に ICT を活用して指導することができるか」の質問に肯定的に回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）〕	(2024 年) 小：85.3% 中：79.6% 高：77.1% 特：75.1%	(2030 年) 小：95% 中：90% 高：85% 特：85%
基本施策10 学校の魅力化・特色化の推進			
16	学校運営協議会制度や学校評議員制度等を活用し、教育活動の見直し等を行った高等学校の割合 〔栃木県調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 高：33.3%	(2030 年) 高：100%
17	「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合 〔「学校における働き方改革推進プラン（第 2 期）」に基づく実態調査（栃木県教育委員会）〕	(2025 年) 小：66.7% 中：56.4% 高：66.6% 特：73.1%	(2030 年) 小：80% 中：80% 高：80% 特：80%

参考資料

1 こどもの意見聴取

○ 目的

児童生徒等から意見を聴取することで、次期計画の策定の参考とする。
（令和5年4月施行の「こども基本法」に基づく「こども施策に対するこども等の意見の反映」として実施）

○ 聴取方法

保健福祉部こども政策課の「こどもモニター」事業³⁷を活用

○ 回答数

（単位：人、％）

	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	合計
調査対象	395	163	185	257	1,000
回答数	332	134	104	234	804
（回答率）	（84.1）	（82.2）	（56.2）	（91.1）	（80.4）

【内訳】

学校種 学年等	小学生						中学生			高校生・若者				保護者
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	若者	
回答数	51	60	56	66	56	43	61	47	26	23	37	11	33	234

³⁷ 「こどもモニター」事業…小学生、中学生、高校生～22 才の若者、18 才未満のこどもの保護者各 250 名、計 1,000 名程度を対象に、県の様々な施策等の参考となる質問についてのアンケート調査を実施。

○ 結果

設問 学校に特に力を入れて欲しいと思うことは何ですか（3つまで選択）（%）

選択肢 赤丸数字…本ビジョン基本施策番号		小学生	中学生	高校生 若者	保護者	計
安全安心 ①②	学校が安全・安心な場所になり、設備などが整い、すごしやすくなること	48.8	50.0	54.8	67.9	55.3
確かな学力 ⑤	わかりやすい授業が受けられること	42.5	60.4	48.1	35.5	44.2
主体的な学び ⑤⑥	自分が興味をもったことを何でも学ぶことができること	33.1	38.1	41.3	29.9	34.1
教育相談 ②③④	悩んでいるときやつらいときに助けてくれる先生や友達がいること	29.2	23.9	23.1	47.9	33.0
体験学習 ⑥⑦⑧	自然体験や職業体験など、体験活動の時間がたくさんあること	35.8	26.9	35.6	28.6	32.2
豊かな心 ④⑤	他の人への思いやりの気持ちを育ててくれること	20.5	19.4	22.1	35.0	24.8
I C T活用 ⑨	タブレットやパソコンなどを使って学べる機会が多いこと	16.9	20.9	14.4	6.4	14.2
健やかな体 ⑤	運動できる時間がたくさんあること	18.1	14.2	11.5	8.1	13.7
地域連携 ⑥⑦⑧	地域の人などと学校が協力して、いろいろな人と交流しながら学べること	9.3	2.2	15.4	14.5	10.4
文化・芸術 ⑧	音楽や絵など芸術に触れる時間がたくさんあること	10.8	9.7	6.7	8.5	9.5
ふるさと学習 ⑧	とちぎの自然や文化、歴史などについてたくさん知ることができること	9.3	5.2	4.8	6.4	7.2
その他（記述）		2.4	3.0	1.0	1.7	2.1

- 児童生徒、保護者とも「学校が安全に安心して過ごせる場所となる」が最も高い。（児童生徒：5割程度、保護者：7割弱）
 - 児童生徒は「わかりやすい授業」「興味のあることを学べること」「体験活動」も高い。（3～6割程度）
 - 保護者は「わかりやすい授業」「悩んでいる時に助けてくれる先生や友達の存在」「思いやりの気持ちを育むこと」も高い。（3～5割程度）
- ⇒ 安全に安心して過ごせる学校づくり、授業改善、体験活動の充実、温かい人間関係を築く機会の充実に期待が高い。

2 策定要綱・懇談会設置要綱

○次期栃木県教育振興基本計画策定要綱

(趣旨)

第1条 本県教育の現状と課題を踏まえ、中長期的展望に立った課題等の解決に向け、必要な施策の基本方向と内容を明らかにすることを目的として、次期栃木県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

(位置付け)

第2条 基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて定める、本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

(計画期間)

第3条 基本計画の計画期間は、令和22(2040)年以降に予想される社会の変化等を見据えた上で、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年次とする5か年計画とする。

(策定体制)

第4条 策定は、次により行う。

- (1) 基本計画は、栃木県教育委員会が定める。
- (2) 栃木県教育委員会事務局内に検討部会を設置する。
- (3) 策定に当たって、広く各界からの意見を聴取するため、次期栃木県教育振興基本計画懇談会を設置する。なお、懇談会設置に必要な事項は別に定める。
- (4) 策定に関する庶務は、栃木県教育委員会事務局教育政策課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、基本計画策定に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6(2024)年11月7日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8(2026)年3月31日をもって、その効力を失う。

○次期栃木県教育振興基本計画懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 次期栃木県教育振興基本計画策定要綱第4条に基づき、広く各界からの意見を聴取するため、次期栃木県教育振興基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係機関、団体関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 産業経済界関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第3条 懇談会委員の任期は、任命の日から令和8(2026)年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、必要に応じて教育長が招集する。

- 2 委員長は、懇談会の議長となる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、栃木県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6(2024)年11月7日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8(2026)年3月31日をもって、その効力を失う。

3 次期栃木県教育振興基本計画懇談会

○ 委員名簿（13 名）

氏 名	役 職 等
伊崎 純子 (副委員長)	白鷗大学教育学部教授
小倉 克則	宇都宮市立星が丘中学校長
加藤 謙一 (委員長)	宇都宮大学共同教育学部長 (R6) 放送大学栃木学習センター所長 (R7)
久保田 善彦 (副委員長)	玉川大学教職大学院教授
佐藤 良	栃木県議会議員
ジョーンズ 純子	栃木県 P T A 連合会理事 (R6) 同 副会長 (R7)
高久 厚子	栃木市立静和小学校地域コーディネーター
田島 鮎子	栃木県立矢板東高等学校・附属中学校 P T A 副会長
豊住 隆行	栃木県立宇都宮清陵高等学校長 (R6) 栃木県立大田原高等学校長 (R7)
橋本 啓二	さくら市教育委員会教育長
橋本 恵美	栃木小松フォークリフト株式会社代表取締役会長
細井 三知代	宇都宮市立雀宮中央小学校長
吉永 育未	公募委員

(五十音順・敬称略)

○ 審議経過

開催日	内容
令和 7 (2025) 年 2 月 3 日	現行「栃木県教育振興基本計画」の検証について 本県教育が目指す方向性等について
令和 7 (2025) 年 5 月 21 日	計画骨子案について
令和 7 (2025) 年 9 月 11 日	計画素案について
令和 8 (2026) 年 1 月 7 日	計画案について

4 栃木県総合教育会議

開催日	内容
令和 6 (2024) 年 10 月 22 日	現行「栃木県教育大綱」の検証について 本県教育が目指す方向性等について
令和 7 (2025) 年 7 月 8 日	計画骨子について
令和 7 (2025) 年 10 月 15 日	計画素案について



とちまるくん ©栃木県

とちぎ教育ビジョン (2026 - 2030)



令和8（2026）年2月
編集発行 栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

教育委員会事務局教育政策課

TEL 028 (623) 3360

E-mail kyouiku@pref.tochigi.lg.jp

経営管理部文書学事課

TEL 028 (623) 2056

E-mail bunsyo-gakuji@pref.tochigi.lg.jp